

岩手県生活衛生関係営業審議会条例（平成 12 年 3 月 28 日条例第 3 号）

（設置）

第 1 条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 59 条の規定により、岩手県生活衛生関係営業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌）

第 2 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）法の施行に関する重要事項
- （2）公衆浴場入浴料金の統制額の決定に関する事項

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- （1）学識経験のある者
- （2）生活衛生関係事業者の意見を代表する者
- （3）利用者又は消費者の意見を代表する者

2 審議会の委員のうち、前項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、同数でなければならない。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第 5 条 審議会に、専門の事項を調査審議するため必要がある場合においては、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、第 3 条第 1 項各号に掲げる者のうちから知事が任命する。この場合においては、同条第 2 項の規定を準用する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 専門委員は、専門の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前 2 項の適用については、委員とみなす。

（庶務）

第 7 条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

（補則）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。